

小平市公共施設等の有効活用に関する方針

— 檢 証 —

平成30年4月

小平市

目次

1	背景と目的	1
2	検証	1
3	活用方針後の公共施設マネジメントの取組	12
4	まとめ	13
	参考資料	14
	小平市公共施設等の有効活用に関する方針	

1 背景と目的

平成19年9月に「小平市公共施設等に関する有効活用方針（以下「活用方針」という。）」を策定し、既存の公共施設の有効活用に関する方針を示しました。

活用方針の「はじめに」では、「これまで地域の均衡をとりながら公共施設の建設を進めてきました。（中略）多額の税金を投入して建設し、管理運営されている施設は、市民共有の財産であり、その投資に対して十分な活用がなされる必要があります。」と策定の目的を記載しています。

活用方針の策定にあたり、市は平成17年度に「小平市公共施設等市民会議」を設置し、施設を実際に利用されている人、利用したくても利用する機会がなかった人など、様々な立場の方々に集まつていただき、市民意見を踏まえて策定しました。

活用方針が策定されてから10年が経過したこと、またこの間、公共施設マネジメントの推進が図られるなど、公共施設を取り巻く環境が変化したことから、公共施設マネジメントの観点に沿った活用方針の整理を目的として、検証を行います。

2 検証

（1）具体的取組の実施状況

活用方針は、公共施設等の有効活用に向けて、「基本方針」となる「利便性の向上」及び「既存施設の有効活用」の2本の柱で構成されています。

これら2本の柱に基づき提示された具体的な取組を、以下のとおり進めてきました。

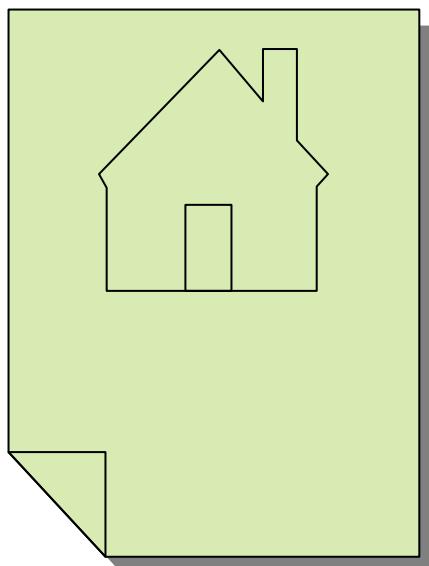
① 利便性の向上

具体的取組の内容 (原文)	実施/未実施		取組状況
	実施	未実施	
1 施設情報の提供			
1-1 市内公共施設を一覧で きる「施設案内一覧」(民 間借上施設を含む)を作 成する。	○		平成22年度に「公共施設の会議室・集会室等の 利用案内」を発行して以降、適宜、情報を更新 しながら施設情報の提供を行っている。
1-2 学校施設の利用に関す るパンフレットの統一 化を図る。		○	学校施設スポーツ団体開放については利用案 内を作成しているが、それ以外の臨時的な施設 利用については、パンフレットの作成をしてい ない。
1-3 各担当課が保有してい る貸出備品類の情報を 一元化するとともに、貸 出、返却における利便性 を高めるための検討を行 う。(生涯学習推進課、 体育課、公民館)	○		各担当課が保有する備品情報を一元化した。市 民総合体育館及び公民館については、土・日・ 祝日も開館し、貸出・返却を受け付けている。

具体的取組の内容 (原文)		実施/未実施		取組状況
		実施	未実施	
1-4	利用が制限される「営利目的」等の基準を整理し、分かりやすく示す。(各施設)		○	「営利目的」等の基準の整理には至っておらず、従来からの基準で運用している。
2 施設予約システムの拡充				
2-1	予約システム導入済の施設について、利用改善に向けた利用者アンケートを実施する。(体育施設、公民館、集会室)		○	<p>【体育施設】 窓口等での要望に対し、応えられる改善は隨時行っている。 【公民館、東部市民センター集会室、図書館(集会室)】 利用報告書の要望事項欄において、利用者意見を聴取し、応えられる改善は隨時行っている。</p>
2-2	予約システム導入拡大については、ニーズ、費用対効果等を考慮しながら検討する。(ルネコだいら、地域センター、福祉会館)		○	<p>【ルネコだいら】 単独システムによる公共施設予約システム導入済(平成26年10月)。 【地域センター】 公共施設予約システム導入の意向について、利用者からアンケートにて意見を収集するなど、導入に向けた検討を引き続き行っている。 【福祉会館】 課題整理は進めているが、実施には至っていない。 【小平元気村おがわ東】 公共施設予約システム導入済(平成26年11月)</p>
2-3	予約システム導入済施設における使用料納入方法の改善を検討する。(体育施設、集会室)		○	<p>【体育施設、東部市民センター集会室、図書館(集会室)】 課題整理を進めているものの、実施には至っていない。</p>

具体的取組の内容 (原文)		実施/未実施		取組状況
		実施	未実施	
3 申込手続の見直し				
3-1	利用日の3月前に申込みができない施設のうち、現行の規則中に受付期間の特例が認められている施設については、特例を適用し、例外申請ができる範囲を広げる。 (小平元気村おがわ東、障害者福祉施設、体育施設、公民館、小平第六小学校)	○		<p>【小平元気村おがわ東】 小平元気村おがわ東条例施行規則（第2条第4項）により実施済（平成16年規則第19号）。</p> <p>【障害者福祉施設】 小平市立障害者福祉施設条例施行規則（第6条第2項）により実施済。</p> <p>【体育施設】 公的利用及び定期利用団体の定期的な活動に対しては、小平市立体育施設条例施行規則（第6条第2項）及び小平市総合体育館条例施行規則（第6条第2項）により実施済。</p> <p>【公民館】 公的利用及び定期利用団体の定期的な活動に対しては、小平市立公民館条例施行規則（第4条第2項）により実施済。</p> <p>【小平第六小学校】 公的機関の受付は実施済。一般団体からの申し出で受付期間を早める必要性があると判断される場合は例外申請を受け付けている。</p>
3-2	受付期間の特例が認められない施設については、現行規則を改正したうえで、特例の適用を可能にする。（地域センター、集会室、高齢者館）	○		<p>【地域センター】 小平市立地域センター条例施行規則改正（平成20年4月25日・平成20年規則第26号）。</p> <p>【東部市民センター集会室、図書館（集会室）】 小平市立集会室条例施行規則改正（平成20年8月1日・平成20年規則第33号）。</p> <p>【高齢者館】 小平市立高齢者館条例施行規則改正（平成20年4月1日・規則第26号）。</p>
3-3	予約システムが導入されていない施設は原則として電話による予約を可能にする。（地域センター、小平元気村おがわ東、高齢者館）	○		<p>【地域センター】 電話による仮予約を可能とした。</p> <p>【小平元気村おがわ東】 予約システム導入に伴い、電話予約を廃止した。</p> <p>【高齢者館】 初日受付日を除き、一定期間内の窓口申請を条件に電話予約を可能とした。</p> <p>【市民活動支援センター】 講座・学習会等の参加申込みを、電話・FAX及びメールで受け付けている。</p>

具体的取組の内容 (原文)		実施/未実施		取組状況
		実施	未実施	
4 利用者意見を反映する仕組みづくり				
4-1	公共施設利用者アンケートを実施する。(各施設)	○		<p>【図書館】 開館時間拡大の施行時に利用者アンケートを実施した。その結果を踏まえ、小平市立図書館条例及び施行規則に基づき、平成28年4月1日より仲町・花小金井・小川西町図書館の開館時間の延長を実施した。</p> <p>【公民館】 利用報告書の要望事項欄において、利用者意見を聴取している。</p> <p>【市民活動支援センター】 利用者アンケートを実施するとともに、利用者懇談会を実施した。また、平成26年9月にホームページの全面リニューアルやメールマガジンの発信など、情報提供の方法にも留意している。</p>
4-2	学校施設修繕事業において市民意見を反映する。	○		教育委員会だより及びこげらネットにおいてアンケート結果を公表し（平成21年12月）、その結果等を踏まえ、トイレの便器を更新する際は必ず洋式にすることとした。
4-3	モニタリング（継続監視）手法を活用する。	○		指定管理者制度導入施設において、管理運営状況評価の実施や利用者アンケートの実施状況について調査を行い、結果を公表している。



② 既存施設の有効活用

具体的取組の内容 (原文)	実施/未実施		取組状況
	実施	未実施	
1 利用実績等の把握			
1-1 施設の実態を分かりやすく示す「施設白書」を定期的に発行する。	○		公共施設の現状と課題を記載した小平市公共施設白書を発行（平成27年2月）し、定期的に見直しを行う。
1-2 各施設の利用実績を比較分析できるよう、利用報告書の書式を見直す。	○		報告書の書式の見直しは行っていないが、公共施設データ集での利用状況の把握、小平市公共施設白書での利用実績の比較分析を行った。
1-3 公の施設に対する評価を実施する。		○	統一的なルールに基づいた評価は困難であり、実施には至っていない。
2 未利用部分の活用			
2-1 地域センター、小平元気村おがわ東の壁面等を利用した作品展示など、施設の共用部分の貸し出しを可能にする。	○		<p>【地域センター】 上水新町地域センターの「緑のギャラリー」にて実施済。 【小平元気村おがわ東】 申し出があれば個別に対応している。 【市民活動支援センター】 廊下壁面を有効活用して掲示板を2枚設置し、1枚は団体活動PR用として自由掲示とした。</p>
2-2 中央図書館視聴覚室等の貸し出しを可能にする。	○		<p>【図書館】 • 小平市中央図書館施設の利用等に関する要綱（平成20年10月）により貸出しをしている。夏季（7、8月）及び冬季（1、2月）は、講演会等の開催行事と調整しながら、土・日曜日、祝日限定で読書及び学習室として一般利用者に開放している。 • なかまちテラスにおいて、仲町公民館の講座開催予定がない日曜日及び月曜日に、講座室を読書室として開放している。</p> <p>【市民活動支援センター】 会議室の空きがある場合は、当日の利用申請を受け付けている。その他、図書の貸出しを、登録団体のほか登録団体以外の個人も対象とするなど利用率向上に向けた取組みを進めている。</p>

具体的取組の内容 (原文)		実施/未実施		取組状況
		実施	未実施	
3 開館日・開館時間の拡大				
3-1	現在開館日、開館時間の拡大が予定されている施設は具体的には無いが、今後も利用実績の動向等を確認しながら、開館日、開館時間の最適化について検討を継続する。	○		<p>【市民総合体育館】 小平市民総合体育館条例及び同条例施行規則に基づき、平成27年4月1日より市民総合体育館の開館日及び開館時間の拡大を実施した。</p> <p>【公民館】 小平市立公民館条例に基づき、平成28年4月1日より仲町公民館の休館日を毎週月曜日（祝日を除く）から毎月第3木曜日とし、開館日の拡大を実施した。</p> <p>【図書館】 小平市立図書館条例及び同条例施行規則に基づき、平成28年4月1日より仲町図書館・花小金井図書館・小川西町図書館の開館時間の延長を実施した。</p>
3-2	指定管理者制度へ移行できる施設については、移行に合わせて開館時間等の拡大を検討する。	○		指定管理者制度の導入に合わせ、学童クラブ室の開館時間の延長、ふるさと村の土曜日の開園時間の延長（夏季7～8月）、高齢者デイサービスセンターの提供時間の延長、小平市民総合体育館の開館日及び開館時間の拡大を実施した。
4 施設を活用した行政サービスの提供				
4-1	公民館主催の講座や映画会を学校、高齢者施設等で実施する。	○		小学校（学童クラブ）、保育園で、出前映画会を実施した。
4-2	下水道館の特別展示室を東京都下水道局主催のイベント会場として活用する。	○		東京都下水道局流域下水道本部や様々な団体と連携し、「下水道の日イベント」を実施したほか、年間を通じて市のイベントも開催した。
5 目的外使用許可の柔軟化				
5-1	障害者福祉センター、あおぞら福祉センターの施設について、一般への貸し出しを促進する。	○		障がい者団体に限り、貸出用施設以外の施設も貸し出した。
5-2	小平元気村おがわ東内の青少年センターの休館日の活用を検討する。	○		<p>【青少年センター】 年度ごとに1年間の使用許可とした。（平成27年度末、青少年センター廃止）</p>

具体的取組の内容 (原文)		実施/未実施		取組状況
		実施	未実施	
5-3	施設利用者に対するサービスの向上のため、飲食サービス提供業者(団体)への使用許可を検討する。(小平元気村おがわ東)	○		<p>【小平元気村おがわ東】 飲食サービスの提供に係る検討を行ったが、集客が見込めないなどの理由から、飲食サービス提供業者(団体)への使用許可には至っていない。</p> <p>【なかまちテラス】 行政財産使用許可に基づき、なかまちテラス内のラウンジを活用し、社会との交流の促進を図り、地域で自立した生活を営むようにすることを目的として、社会福祉法人が飲み物などを提供する喫茶コーナーを設けた。</p>
6 公用財産の有効活用				
6-1	庁舎、東部・西部市民センターの建物内壁面等の活用を検討する。	○		<p>【市役所庁舎】 1階壁面に広告付き小平市全域図及び広告付きデジタル市政情報モニターを設置し、来庁者への案内サービスの向上を図るとともに、設置業者から広告料を徴収した。</p> <p>【東部市民センター】 1階展示用壁面に加え、正面玄関入口の壁面にボードを取り付け、市関連のお知らせやポスター等を掲示し、有効活用した。</p> <p>【西部市民センター】 壁面に公民館サークルの紹介や作品の展示、同ロビーにはサークル募集チラシの配布やポスターの掲示で広報コーナーとして有効活用した。</p> <p>【市民活動支援センター】 壁面の一部を、利用登録団体の紹介展示スペースとして有効活用した。</p>
6-2	庁舎南側芝生広場について、乳幼児を中心とした使用のための検討を行う。	○		芝生養生期間、芝刈り、除草作業等の実施時期を除き、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後1時まで、乳幼児とその保護者、保育園等の引率者を対象に開放している。
6-3	庁舎等の会議室の市民開放については、施設の構造上セキュリティ対策面での課題が多い。また、公民館、福祉会館といった公の施設が近接している状況などから、現状として実現は困難であるが、引き続き検討を行う。		○	市役所庁舎及び健康センターについては、セキュリティ対策により大規模改修が必要なため、開放については十分な検討を要し、実施には至っていない。

具体的取組の内容 (原文)		実施/未実施		取組状況
		実施	未実施	
7 学校施設の有効活用				
7-1	教室部分に入らずに利用できる付帯施設(陶芸窯など)について、地域への開放を進める。	○		各学校の方針に基づき、開放を実施している。
7-2	特別教室の利用開放を検討する。	○		各学校の方針に基づき、開放を実施している。
7-3	地域のサークルなどが、児童・生徒と一緒に学校施設を活用できるような体制を整える。	○		全小・中学校で、地域住民が児童・生徒の放課後等の居場所づくりや学習支援を行う「放課後子ども教室」「放課後学習教室」を実施している。
7-4	学校施設の改築、建替えの際は、地域への開放が進むような構造を取り入れる。		○	学校施設の改築、建替えがないため実施には至っていない。
8 駐車場の有効活用				
8-1	駅至近のルネこだいら西側駐車場、中央公園駐車場の有料化を検討する。	○		<p>【ルネこだいら西側駐車場】 民間事業者に土地を貸し付け、駐車場運営を実施している。</p> <p>【中央公園駐車場】 中央公園駐車場の有料化については、実施には至っていない。</p>
8-2	その他の公共施設の駐車場の有料化における課題整理を行う。	○		課題整理を行い、具体的に実施が適当と思われる公共施設の駐車場について、情報収集を行った。
9 隣接市との相互利用の推進				
9-1	相互利用の促進	○		<p>国分寺市との図書館、体育施設の相互利用を実施した。</p> <p>多摩北部都市広域行政圏協議会における市立図書館、体育施設、管外宿泊施設の相互利用も実施した。</p>

(2) 評価

活用方針で掲げた具体的取組では、上記の35項目を掲げています。その中で、29項目、割合としては83%を実施し、活用方針の内容は概ね達成しました。

平成19年9月の活用方針発行以降、実施に至らなかつた項目はあるものの、関連課において活用方針で示す「基本的な考え方」に基づき、「利便性の向上」及び「既存施設の有効活用」に努め、施設の利用において柔軟性が増し、また施設を無駄なく活用する取組が進められたと評価できます。

未実施の項目については、以下のとおり対応します。

【未実施項目】

① 利便性の向上（3項目）

項目内容	対応の方向性
学校施設の利用に関するパンフレットの統一化を図る。	学校施設の利用は、学校運営に支障のない範囲で柔軟に行っている。パンフレットの統一化にこだわらず、各学校で利用に応じた情報提供を行う。
利用が制限される「営利目的」等の基準を整理し、分かりやすく示す。（各施設）	「営利目的」等について、従来からの基準を基本としつつ、個別施設ごとの窓口等において、わかりやすい説明や情報提供を行う。
予約システム導入済施設における使用料納入方法の改善を検討する。（体育施設、集会室）	システム更新などの機会を捉えて、改善に向けた検討を行う。

② 既存施設の有効活用（3項目）

項目内容	対応の方向性
公の施設に対する評価を実施する。	評価に対する基準や評価方法について整理が必要であり、当面の間、公共施設マネジメント推進計画に掲げる「基本的な検討手順」に沿って個別に検討を行う。
庁舎等の会議室の市民開放については、施設の構造上セキュリティ対策面での課題が多い。また、公民館・福祉会館といった公の施設が近接している状況などから、現状として実現は困難であるが、引き続き検討を行う。	構造上の課題であるため、今後の公共施設の更新等を行う機会を捉えて、庁舎等の会議室について市民開放の観点も踏まえて検討を行う。
学校施設の改築・建替えの際は、地域への開放が進むような構造を取り入れる。	今後の学校施設の更新等の機会を捉えて、地域への開放の観点も踏まえて検討を行う。

活用方針では、有効活用を進める背景として部屋の貸し出しを行っている施設の利用率の低さについても課題としています。このことから、地域センター、公民館及び集会室について、利用率の推移から活用方針に関する取組との関係性を分析します。

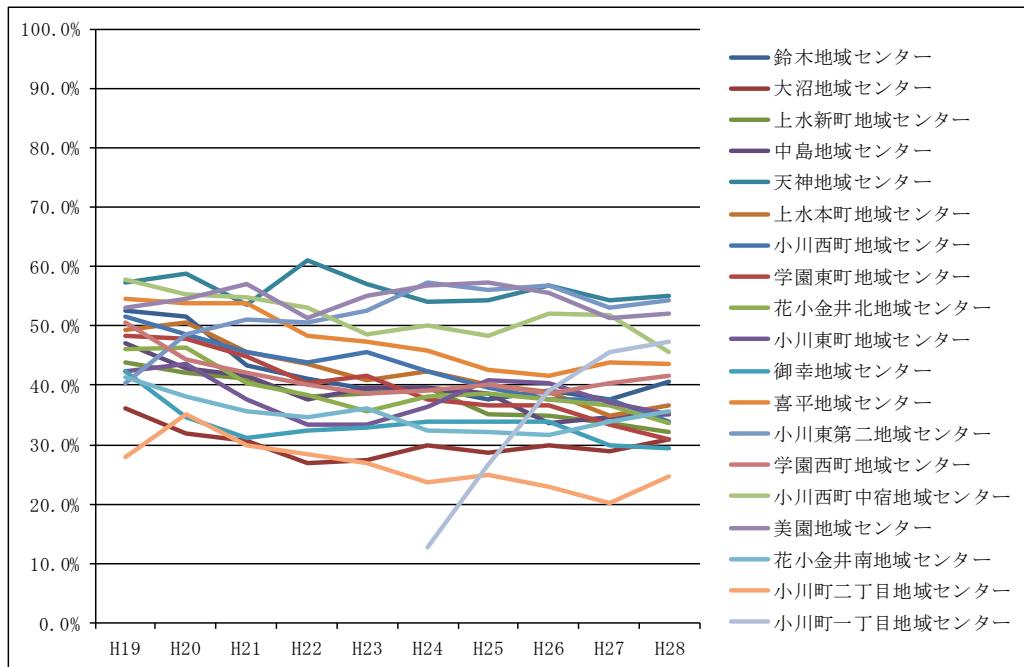
地域センター、公民館及び集会室が実施した具体的な取組は以下のとおりです。

	利便性の向上	既存施設の有効活用
地域センター	申込手続の見直し（3-2、3-3）	未利用部分の活用（2-1）
公民館	施設情報の提供（1-3）	開館日・開館時間の拡大（3-1）
	施設予約システムの拡充（2-1）	施設を活用した行政サービスの提供（4-1）
集会室	申込手続の見直し（3-1）	目的外使用許可の柔軟化（5-3）
	施設予約システムの拡充（2-1）	
	申込手續の見直し（3-2）	

※（ ）内は項目番号

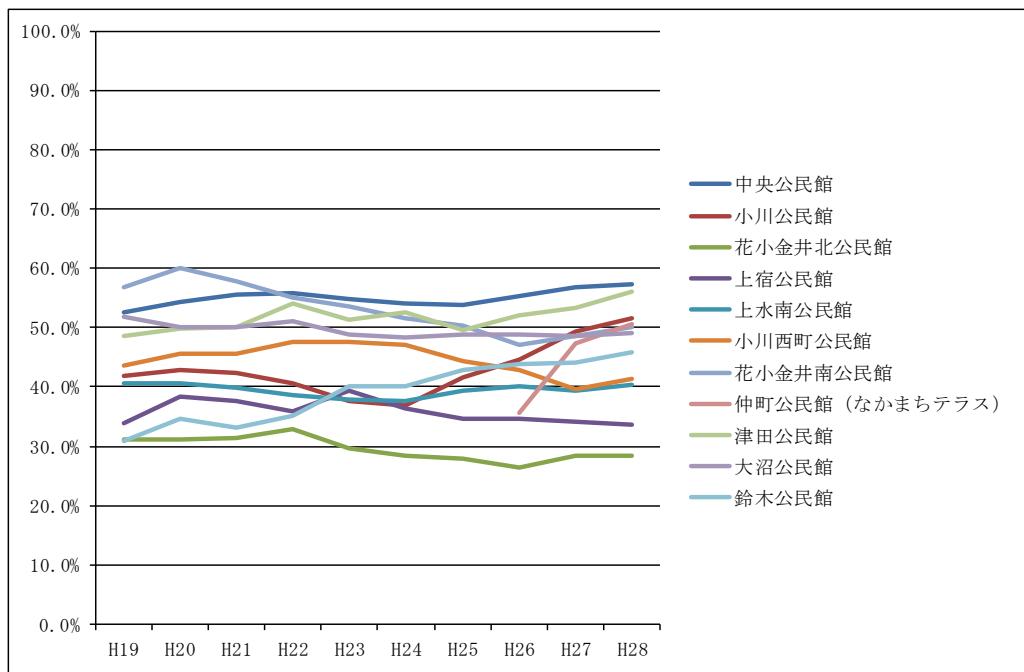
平成19年度から平成28年度までの地域センター、公民館及び集会室に関する利用率の推移は以下のとおりです。

●地域センター利用率グラフ



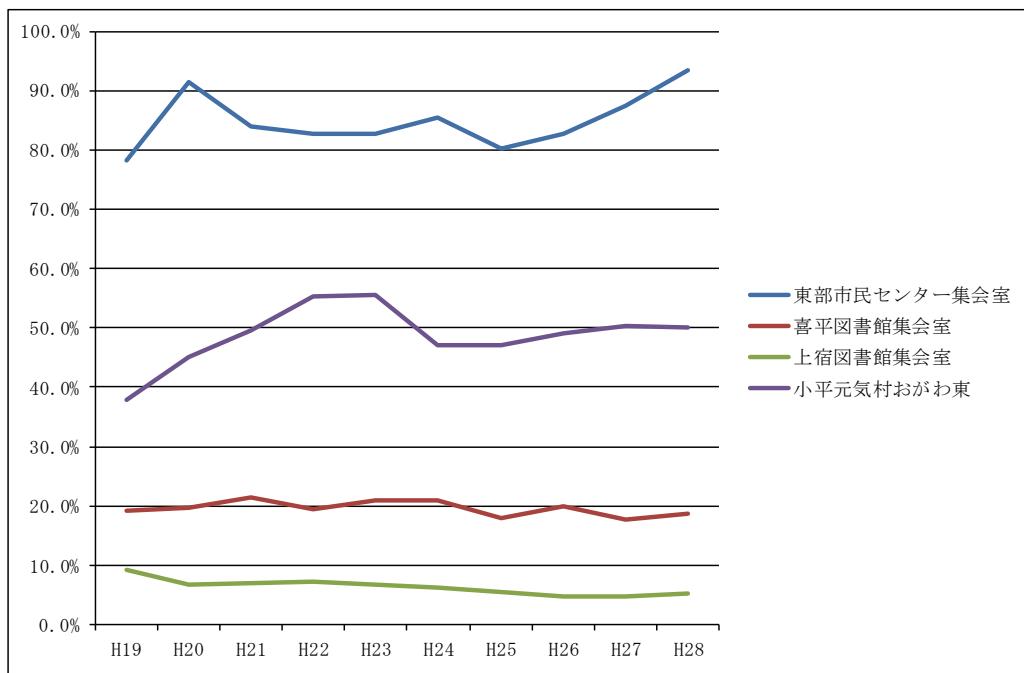
※小平市公共施設データ集より作成

●公民館利用率グラフ



※小平市公共施設データ集より作成

●集会室利用率グラフ



※小平市公共施設データ集より作成

地域センター、公民館及び集会室は、申込手続の見直しや開館時間の延長などを実施し、利便性や使い勝手の向上につながる取組を進めました。このことは、利便

性の向上等に一定の効果があると評価できます。

ただし、利用率の推移はどの施設もほぼ横ばいであり、利用者層の拡大にはつながっておらず、活用方針の取組は、資源を最大限活用するという視点では一定の効果はあるものの、新たな利用者層を生み出すという面では限界があると分析できます。

3 活用方針後の公共施設マネジメントの取組

小平市の多くの公共施設は1960年代から1970年代に建設しているため、建設から40年から50年が経過し、これらの公共施設の老朽化が進み、約10年後から一斉に更新の時期を迎えます。また、これから的人口減少・少子高齢化、そしてこれらに起因する財政バランスの悪化により、これまでの人口増加を前提とした仕組みや考え方に対して、転換を迫られる状況にあります。

市では公共施設マネジメントを推進するため、平成19年度の施設白書に引き続き、平成26年度に公共施設の現状と課題を記した小平市公共施設白書を策定し、平成27年度にこれから公共施設のあり方の基本的な方針を示した小平市公共施設マネジメント基本方針、平成28年度には小平市公共施設マネジメント推進計画を策定しました。

小平市公共施設マネジメント基本方針では、人口減少・少子高齢化等の課題を踏まえ、時代の変化に対応した公共サービスを提供し、最小の経費で最大の効果を発揮していく考え方を示しています。

また、基本理念に「いつまでもわくわくする場をみんなで創ろう」を掲げ、市民等が活動する場として、設置目的に沿った利用の促進を図るとともに、子や孫といった将来世代まで持続可能で、だれもが期待や希望を抱くことができるような場づくりを行うことを示しています。

この基本理念に基づき、公共施設マネジメントとして以下の4つの方針によって推進するとしています。

- ・魅力あるサービスの実現（サービスの最適化）
- ・持続可能な施設総量（量の最適化）
- ・コストの縮減と平準化（コストの最適化）
- ・長く活用できる施設（性能の最適化）

これら4つの方針の中でも、特に「魅力あるサービスの実現」は、「建築物等ありき」で考えるものではなく「サービス」に着目することで、設置目的に沿った利用の促進を前提としながらも、活用方針で掲げている“施設経営”、“多目的利用への展開”、“公用財産の活用”を含めて検討し、将来にわたり様々なニーズに対応したサービス

を行うことで、公共施設の魅力と市民の満足度を向上させることを目標とするものです。

また、小平市公共施設マネジメント基本方針では4つの方針を具体的に進めるための方策を掲げており、特に「有効活用」「用途変更・転用（コンバージョン）」「広域連携」は、活用方針の「利便性の向上」及び「既存施設の有効活用」を踏襲したものとなっています。

4 まとめ

平成19年9月に活用方針を発行して以降、将来的な課題である人口減少、少子高齢化、施設の老朽化などを背景として、公共施設マネジメントの取組を進めてきました。

活用方針における具体的取組は概ね達成できしたこと、また、小平市公共施設マネジメント基本方針では、4つの方針及び取組方策を掲げており、活用方針の主旨を踏襲していることから、活用方針は本検証をもってまとめとし、今後は、小平市公共施設マネジメント推進計画の改定時に、活用方針の「基本的な考え方」などを盛り込むことで、公共施設マネジメント推進の一つとして位置づける予定とします。

參考資料

小平市公共施設等の有効活用方針に関する方針（抜粋）

はじめに

小平市では、これまで地域の均衡をとりながら公共施設の建設を進めてきました。例えば、地域センターは小学校区ごとに1館ずつ建設するという目標で、既に18館設置されています。また、公民館については中央館を含めて全部で11館あり、児童館は現在2館設置されていますが、今後さらに1館建設する予定です。

小平市の公共施設の設置状況は、集会室を持つ施設を市内に平均的に配置した場合、家から400m歩けば、必ず集会室を持つ施設があるというものです。

しかし、施設の数が充実している一方で、部屋の貸し出しを行っている施設のうち、利用率の低いものもいくつかあるというのも現状です。また、施設数の多さとともに、施設の老朽化に伴う維持修繕費も膨らみ、公共施設の維持管理コストは市の財政運営における重要な課題となってきています。

多額の税金を投入して建設し、管理運営されている施設は、市民共有の財産でもあり、その投資に対して十分な活用がなされる必要があります。今回策定した「小平市公共施設等に関する有効活用方針」は、このような状況を踏まえ、既存の公共施設をいかに活用していくかに関する方針を示したものです。

今後はこの方針を踏まえ、市が有する公共施設を地域の資源としてとらえ、市民ニーズの変化や新たなニーズに対応した最大限の活用を図ってまいります。

なお、この方針の策定にあたり、市は平成17年度に「小平市公共施設等市民会議」を設置してきました。会議で出された市民意見は、利用者側からの貴重な視点として、方針を推進する際にも生かしてまいります。

平成19年9月

小平市長 小林正則

I 基本的な考え方

1 方針策定における基本的な考え方

(1) “維持管理”から“施設経営”へ

公共施設のうち、地域センター、公民館、福祉会館、図書館など、地域住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供する“公の施設”については、施設を良好な状態に保ち、利用希望者に対して公平に提供していくことを中心に行われてきました。しかし、施設の維持管理に多額の税金が投入されていることを考えた場合、1人でも多くの人に利用してもらうことが施設を“生かす”ことになります。そのため、利用の少ない施設については、その状態を放置することなく、原因を究明し、利用を増やすための改善策を積極的に展開することが必要です。

「最少の経費で最大の効果をあげる」という行政運営の原則¹からも、公の施設に対する行政の責務は、単に施設の維持管理にとどまるのではなく、費用対効果の視点を持ちながら、施設を最大限活用するといった“施設経営”にあると考えます。

(2) 設置目的に沿った利用促進

公の施設には、それぞれの設置目的があり、その目的に沿って利用を促進させることが施設における最も重要な成果であり、施設を“生かす”ことにもなります。そのため、現状として利用が少ない施設だからといって、本来の設置目的を無視して、単に利用率を上げればよいというものではなく、また、ただちに転用を考えるというものではありません。

施設の有効活用を図るということは、まず本来の設置目的に沿った利用を促進し、それを通じて行政目的を達成させることを第一に考えるということです。

(3) 多目的利用への展開

設置目的に沿った利用促進を図ったうえで、さらなる有効活用を進めるためには、当初の設置目的に限定されない柔軟な活用も必要です。施設に余裕があるような場合や、設置目的に支障のない範囲においては、その他の目的に対しても施設を提供するなど、多様なニーズに対応できるようにしていくことも求められます。

新たな目的のために新しい施設を建設するのではなく、既存の施設を多目的に利用することで「最少の経費で最大の効果をあげる」ことにもつながります。

¹ 「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」（地方自治法第2条第14項）

(4) 公用財産の活用

この方針が扱う公共施設には、公の施設のほか、市役所庁舎など、行政がその業務のために利用する“公用財産”も含めています。

公用財産は、一般的な貸し出しを目的とした財産ではなく、また、それを想定した構造にもなっていませんが、建設や維持管理の経費を市民が負担しているという点に関しては公の施設と同じであり、その意味では公用財産に関しても有効活用を図ることが求められます。

そこで、公用財産に関しては、本来の行政事務に支障が出ないという前提条件を踏まえたうえで、市民が便宜を共有できる資源の一つという認識に立ち、現在の公の施設で不足する機能や設備空間などを補完するものとして活用の対象とします。

2 有効活用を進める際の視点

(1) 実態把握を踏まえる

より効果的に実現可能な取組を実施するためには、施設の利用実績、現状における課題点、ニーズの有無など、現状を把握することが必要です。

また、その際例えば、利用率が低い施設に関しては、市全体の類似施設が同じような状況にあるのか、あるいはその施設固有の状況なのかによって対応策も変わってくることが考えられます。このように、現状を把握する際には、他の類似施設の実績と比較するなど、横断的、多角的にとらえていくことも重要です。

(2) 施設ごとの状況に合わせて柔軟に対応する

同種の施設であっても、立地条件や施設の付帯設備の差などによって、利用率に差が見られます。また、費用や管理体制の面からも、全館一斉に取組むことが実施の条件を厳しくしてしまい、結果として実施できなくなるおそれもあります。

このような場合は、画一的なルールにこだわらず、効果が大きく、実現性の高い施設から実施するなど、個々の施設の状況に合わせた柔軟な対応も視野に入れます。

3 基本方針の構成

(1) 「利便性の向上」と「既存施設の有効活用」

施設の有効活用に関しては、設置目的に沿った利用の促進を第一に考えながら、多目的利用への展開も進めていくという基本理念のもと、次章の有効活用基本方針においては、「利便性の向上」と「既存施設の有効活用」の2つの柱により、具体的な取組につなげていきます。

「利便性の向上」は、利用者志向のサービス提供をさらに推進し、施設を快適に利

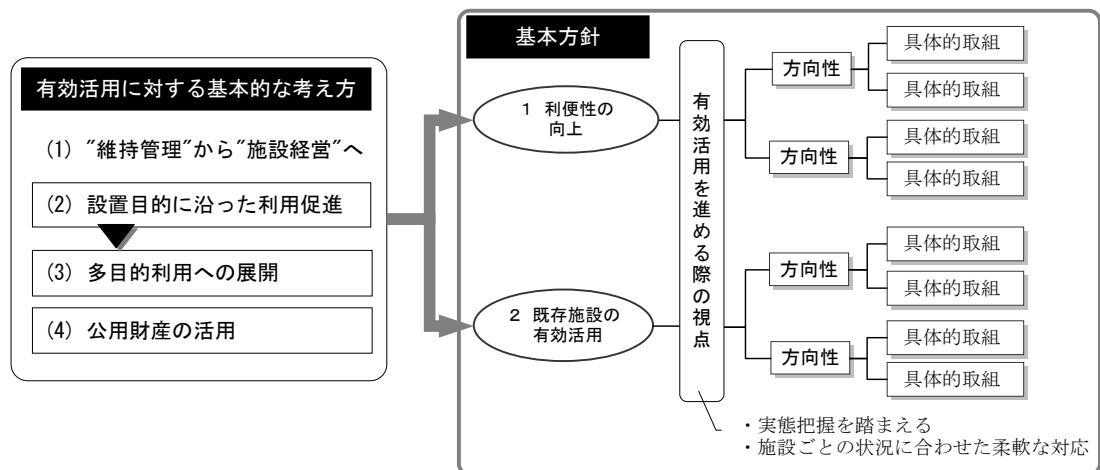
用できるようにすることにより、施設の価値を高めていくことを目指すものです。また、「既存施設の有効活用」は、利用者ニーズを的確に捉えたうえで、より弹力的な思考で施設の可能性を追求していくものです。

施設の有効活用ということでは、「既存施設の有効活用」で示された内容が中心となります。利用の促進を図るために、その前提として施設の利便性を高める取組みも必要と考えたものです。

(2) 方針に基づく具体的取組の提示

有効活用基本方針の内容には、具体的な取組内容も提示しています。これは、方針に基づき、今後施設を利用する上で、何が変わらのか、どのような利用が可能になるのかといったことを示すものです。

なお、提示している取組の中には、今後の実態把握を踏まえながら実施の適否を決めるものもあります。また、ここに提示されていない取組であっても、各種の実績調査や利用者意見を集めながら、基本方針に沿った有効活用を積極的に進めていきます。



4 今後の課題

この方針に基づいて有効活用の取組を進めたとしても、施設によっては建設から長い時間が経過し、設置目的自体が時代に合わなくなってきたこともあります。

今後、地域の中にどのような機能を持った施設がどれだけ必要になるのかという“施設のあり方”については、施設の有効活用を図ったうえで、次に取組むべき課題になります。

この課題に対しては、小平市行財政再構築プランの中に示された改革推進プログラムの一つとして、市内の公共施設全体の実態を把握しながら中長期的な視点から検討を進めていく予定です。

II 基本方針

1 利便性の向上

【基本方針】

利用者の利便性を高め、利用を促進するため、施設情報等の提供の一元化、利用手続きの見直し、利用者意見の反映を図ります。

(1) 施設情報の提供

【方向性】

利用する人の立場に立ち、施設担当課の枠を越えた分かりやすい情報提供に努めます。また、公共的利用が可能な民間施設等の施設情報も提供できるようにします。

■具体的取組

- ・市内公共施設を一覧できる「施設案内一覧」（民間借上施設を含む）を作成する。
- ・学校施設の利用に関するパンフレットの統一化を図る。
- ・各担当課が保有している貸出備品類の情報を一元化するとともに、貸出、返却における利便性を高めるための検討を行う。（生涯学習推進課、体育課、公民館）
- ・利用が制限される「営利目的」等の基準を整理し、分かりやすく示す。（各施設）

(2) 施設予約システムの拡充

【方向性】

システムが導入されている施設においては、利用者からの意見を集めて利用方法等の改善を図るとともに、現在導入されていない施設についても適用の拡大に向けて検討を進めます。

■具体的取組

- ・予約システム導入済の施設について、利用改善に向けた利用者アンケートを実施する。（体育施設、公民館、集会室）
- ・予約システム導入拡大については、ニーズ、費用対効果等を考慮しながら検討する。（ルネこだいら、地域センター、福祉会館）
- ・予約システム導入済施設における使用料納入方法の改善を検討する。（体育施設、集会室）

(3) 申込手続の見直し

【方向性】

公の施設を会場とした事業を実施する場合などで、事業の広報や講師交渉の都合上、通常の申請受付期間では準備に支障が生じるときには、例外的に受付期間を早めるようになります。

また、予約システムが導入されていない施設のうち、電話予約を受けていない施設については、電話予約を可能にします。

■具体的取組

- ・利用日の3ヶ月前に申込みができない施設のうち、現行の規則中に受付期間の特例が認められている施設については、特例を適用し、例外申請ができる範囲を広げる。
(小平元気村おがわ東、障害者福祉施設、体育施設、公民館、小平第六小学校)
- ・受付期間の特例が認められていない施設については、現行規則を改正したうえで、特例の適用を可能にする。(地域センター、集会室、高齢者館)
- ・予約システムが導入されていない施設は原則として電話による予約を可能にする。
(地域センター、小平元気村おがわ東、高齢者館)

(4) 利用者意見を反映する仕組みづくり

【方向性】

施設利用における課題点の発見、利用方法の改善、サービス水準の確認を行うため、利用者の意見を定期的に集める仕組をつくります。

また、新たな取組を実施する際や施設を設置する際などは、事前に利用者ニーズを把握し、“費用対効果”の視点からの的確なサービスの提供に努めます。

■具体的取組

- ・公共施設利用者アンケートを実施する。(各施設) ※改革推進プログラムNo.20-3(図書館)
- ・学校施設修繕事業において市民意見を反映する。※改革推進プログラムNo.20-2
- ・モニタリング(継続監視)手法を活用する。※改革推進プログラムNo.61

2 既存施設の有効活用

【基本方針】

設置目的に沿った利用者の利用機会を確保しつつ、“施設を無駄なく利用する”という視点に立ち、現在貸し出し対象となっていない部屋、附帯設備、あるいは公用財産についても、可能な限り活用を図ります。

また、市民の利用促進を図るだけでなく、行政も地域に点在する公の施設を行政サービスの提供拠点としてとらえ、庁内の連携、協力を深めながら、積極的に活用していきます。

(1) 利用実績等の把握

【方向性】

施設の現状を把握するため、各種施設の利用実績などを定期的に調査するとともに、市民に分かりやすく示していきます。また、利用実績だけでは実態が十分に把握できない施設については、他の実績情報などを合わせながら示すようにします。

■具体的取組

- ・施設の実態を分かりやすく示す「施設白書」を定期的に発行する。
- ・各施設の利用実績を比較分析できるよう、利用報告書の書式を見直す。
- ・公の施設に対する評価を実施する。※改革推進プログラムNo.21

(2) 未利用部分の活用

【方向性】

公の施設の中で現在貸し出し対象となっていない部分、部屋、敷地等について、施設の管理運営上支障が出ないようにしながら積極的な活用を図ります。

■具体的取組

- ・地域センター、小平元気村おがわ東の壁面等を利用した作品展示など、施設の共用部分の貸し出しを可能にする。
- ・中央図書館視聴覚室等の貸し出しを可能にする。※改革推進プログラムNo.4-3

(3) 開館日・開館時間の拡大

【方向性】

利用者ニーズを把握しながら利用実績等に基づく費用対効果の視点を踏まえ、施設ごとに開館日・開館時間の拡大について判定を行います。

■具体的取組

- ・現在開館日、開館時間の拡大が予定されている施設は具体的には無いが、今後も利用実績の動向等を確認しながら、開館日、開館時間の最適化について検討を継続する。
- ・指定管理者制度へ移行できる施設については、移行に合わせて開館時間等の拡大を検討する。

(4) 施設を活用した行政サービスの提供

【方向性】

行政サービスを効果的、効率的に提供するという点から、本来の施設目的に支障のない範囲で、公の施設を活用した事業展開を進めます。

■具体的取組

- ・公民館主催の講座や映画会を学校、高齢者施設等で実施する。※改革推進プログラムNo.4-2
- ・下水道館の特別展示室を東京都下水道局主催のイベント会場として活用する。※改革推進プログラムNo.55-2

(5) 目的外使用許可の柔軟化

【方向性】

複合施設においては、施設内の活動の活性化を支援するため、本来の使用目的に支障が無い範囲で柔軟な利用を可能にします。

利用者に対するサービス向上あるいは地域の活性化に寄与するなど、市の政策に合致する使用については、目的外利用や活動拠点としての活用をできる限り認めます。

■具体的取組

- ・障害者福祉センター、あおぞら福祉センターの施設について、一般への貸し出しを促進する。

- ・小平元気村おがわ東内の青少年センターの休館日の活用を検討する。
- ・施設利用者に対するサービス向上のため、飲食サービス提供業者（団体）への使用許可を検討する。（小平元気村おがわ東）

（6）公用財産の有効活用

【方向性】

公用財産については、行政が事務又は事業を執行するために直接使用することが本来の目的ですが、近隣の貸出施設で対応できない場合（利用目的、施設機能、空き状況など）、業務に支障が無く、情報やセキュリティ面での安全性が確保できる範囲において、費用面を考慮しながら一般への貸し出しを検討します。

■具体的取組

- ・庁舎、東部・西部市民センターの建物内壁面等の活用を検討する。
- ・庁舎南側芝生広場について、乳幼児を中心とした使用のための検討を行う。
- ・庁舎等の会議室の市民開放については、施設の構造上セキュリティ対策面での課題が多い。また、公民館、福祉会館といった公の施設が近接している状況などから、現状として実現は困難であるが、引き続き検討を行う。

（7）学校施設の有効活用

【方向性】

学校施設も公の施設の一つとしてとらえ、学校教育に支障が無く、安全面が確保される範囲で利用の拡大、利便性の向上を図るとともに、世代間交流の場となるような活用を進めます。

■具体的取組

- ・教室部分に入らずに利用できる附帯施設（陶芸窯など）について、地域への開放を進める。
- ・特別教室の利用開放を検討する。
- ・地域のサークルなどが、児童・生徒と一緒に学校施設を活用できるような体制を整える。
- ・学校施設の改築、建替えの際は、地域への開放が進むような構造を取り入れる。

(8) 駐車場の有効活用

【方向性】

公共施設の駐車場については、利用者の適正化、利用者負担の適正化、資産としての有効活用などの観点から、有料化に関する検討を進めます。

■具体的取組

- ・駅至近のルネこだいら西側駐車場、中央公園駐車場の有料化を検討する。
- ・その他の公共施設の駐車場の有料化における課題整理を行う。

(9) 隣接市との相互利用の推進

【方向性】

相互利用によるメリット、デメリットを整理しながら、相互利用の促進について検討を進めます。

■具体的取組

- ・相互利用の推進。※改革推進プログラムNo.64

おわりに

今回の有効活用方針には示されていませんが、今後は施設の維持管理などに利用者が関わる仕組みをつくることも大切なことです。具体的には、施設周囲の植栽の管理を利用者に手伝ってもらったり、施設の一斉清掃などに参加してもらうことなどが考えられます。

こうした活動によって、公共施設が地域の資源として、より身近なものとなり、施設に対する愛着を深めてもらうことにつながると思われます。その結果、より快適に、より長く施設が維持され、そして1人でも多くの人が施設に集うようになっていくことが期待されます。